

支援費制度に係る条例、規則等において定める主な事項について

支援費制度の施行に当たり、支給決定等の手続き等に関し市町村において規則等を定める際の参考とするため、既に都道府県、市町村等が作成している規則（案）等に基づき、整理したもの。

1 条例において定める事項

過料に関する事項（身障法第48条の2、知障法第32条、児福法62条の3）

・・・市町村が受給者証の提出命令又は返還命令に応じない者に対し過料を科す場合は、条例で定めなければならない。

2 規則等において定める事項（身体障害者福祉法に基づく規則等の場合）

（1）市町村長が定める支援費基準

主 な 事 項	規定内容（規定ぶりのイメージ）
指定居宅支援に係る支援費基準	指定居宅支援（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。））第17条の4第1項に規定する指定居宅支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額について同条第2項第1号の規定により〇〇長が定める基準は、別表第〇に掲げるとおりとする。
基準該当居宅支援に係る支援費基準	基準該当居宅支援（法第17条の6第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額について、同条第2項により準用する法第17条の4第2項第1号に規定する〇〇長が定める基準は、別表第〇に掲げるとおりとする。
指定施設支援に係る支援費基準	指定施設支援（法第17条の10第1項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額について同条第2項第1号に規定する〇〇長が定める基準は、別表第〇に掲げるとおりとする。
旧措置入所者の指定施設支援に係る支援費基準	旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条第1項に規定する旧措置入所者をいう。

以下同じ。)に係る指定施設支援に要する費用の額について、同条第2項第1号に規定する。○長が定める基準は、別表第○に掲げるとおりとする。

(2) 市町村長が定める利用者負担基準

主 な 事 項	規定内容（規定ぶりのイメージ）
指定居宅支援に係る利用者負担基準	指定居宅支援を利用した際に身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額について法第17条の4第2項第2号に規定する。○長が定める基準は、別表第○に掲げるとおりとする。
基準該当居宅支援に係る利用者負担基準	基準該当居宅支援を利用した際に身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額について法第17条の6第2項により準用する法第17条の4第2項第2号に規定する。○長が定める基準は、別表第○に掲げるとおりとする。
指定施設支援に係る利用者負担基準	指定施設支援を利用した際に身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額について、法第17条の10第2項第2号に規定する。○長が定める基準は、別表第○に掲げるとおりとする。
旧措置入所者の指定施設支援に係る利用者負担基準	旧措置入所者が指定施設支援を利用した際に身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額について社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第12条第2項第2号に規定する。○長が定める基準は、別表第○に掲げるとおりとする。

(3) 事務手続きに関する主な事項

主 な 事 項	規定内容（規定ぶりのイメージ）
支給申請	身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）第9条の2第1項に規定する居宅生活支援費の支給申請及び施行規則第9条の16第1項に規定する施設訓練等支援費の支給申請は、様式第○の居宅生活支援費・施設訓練等支援費支給申請書によるものとする。
居宅支給決定	1 ○長は、法第17条の5第2項に規定する居宅生活支援費の支給決定に当たっ

	ては、施行規則第9条の3に定める事項を、原則として申請者本人からの聴取により把握するものとする。 2 〇〇長は、前項の規定により把握した事項を総合的に勘案の上、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対し居宅生活支援費の支給決定を行うものとする。 3 〇〇長は、居宅生活支援費の支給を決定したときは、様式第〇による居宅生活支援費支給決定・利用者負担額決定通知書を当該居宅支給決定身体障害者（法第17条の5第5項に規定する居宅支給決定身体障害者をいう。）に、様式第〇による居宅生活支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書を当該支給決定身体障害者の扶養義務者にそれぞれ送付しなければならない。
施設支給決定	1 〇〇長は、法第17条の11第2項に規定する施設訓練等支援費の支給決定に当たっては、施行規則第9条の17に定める事項を、原則として申請者本人からの聴取により把握するものとする。 2 〇〇長は、前項の規定により把握した事項を総合的に勘案の上、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対し施設訓練等支援費の支給決定を行うものとする。 3 〇〇長は、施設訓練等支援費の支給を決定したときは、様式第〇による施設訓練等支援費支給決定・利用者負担額決定通知書を施設支給決定身体障害者（法第17条の11第5項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。）に、様式第〇による施設訓練等支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書を当該支給決定身体障害者の扶養義務者に送付しなければならない。
不支給決定通知	〇〇長は、居宅生活支援費又は施設訓練等支援費を支給しないことと決定したときは、様式第〇による不支給決定通知書を申請者に送付しなければならない。
受給者証記載事項変更届	身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）第13条第1項及び第15条第1項に規定する氏名の変更及び転居の届出は、様式第〇の受給者証記載事項変更届によるものとする。
転出届	施行令第13条第3項及び第15条第3項に規定する居住地変更の届出は、様式第〇の転出届によるものとする。
受給者証の再交付申請	施行規則第9条の8第1項及び第9条の21第1項に規定する受給者証の再交付の申請は、様式第〇の受給者証再交付申請書によるものとする。

特例居宅生活支援費支給申請	施行規則第9条の11第1項に規定する特例居宅生活支援費の支給の申請は、様式第○の特例居宅生活支援費支給申請書によるものとする。
特例居宅生活支援費支給（不支給）決定通知	○長は、法第17条の6第1項の規定により特例居宅生活支援費の支給の要否を決定したときは、様式第○による特例居宅生活支援費支給（不支給）決定通知書を申請者に送付しなければならない。
契約内容の報告	1 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第78号。以下「指定居宅支援等基準」という。）第9条第3項及び第4項に規定する居宅受給者証記載事項（同条第1項に規定する居宅受給者証記載事項をいう。）に係る報告（指定居宅支援等基準第44条において準用する場合を含む。）は、様式第○号による居宅介護契約内容（居宅受給者証記載事項）報告書により行うものとする。 2 指定居宅支援等基準第59条及び第63条において準用する指定居宅支援等基準第9条第3項及び第4項に規定する居宅受給者証記載事項に係る報告は、様式第○号によるデイサービス契約内容（居宅受給者証記載事項）報告書により行うものとする。
入退所の報告	指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「指定施設支援基準」という。）第13条第2項に規定する施設受給者証記載事項（同条第1項に規定する施設受給者証記載事項をいう。）に係る報告（指定施設支援基準第47条及び第59条において準用する場合を含む。）は、様式第○号により報告するものとする。
支援費支給管理台帳	○長は、様式第○号による居宅生活支援費支給管理台帳及び様式第○号による施設訓練等支援費支給管理台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。
支給量の変更の申請	施行規則第9条の12第1項に規定する支給量の変更の申請書は、様式第○の支給量変更申請書によるものとする。
支給量の変更決定の通知	施行規則第9条の13第1項に規定する支給量の変更決定の通知は、様式第○の支給量変更決定通知書によるものとする。
居宅支給決定取消の通知	施行規則第9条の14第1項に規定する居宅支給決定の取消しの通知は、様式第○の居宅支給決定取消通知書によるものとする。

身体障害程度区分の変更の申請	施行規則第 9 条の 2 3 に規定する障害程度区分の変更の申請書は、様式第○の身体障害程度区分変更申請書によるものとする。
身体障害程度区分の変更決定の通知	施行規則第 9 条の 2 4 第 1 項に規定する障害程度の区分変更の通知は、様式第○の身体障害程度区分変更決定通知書によるものとする。
施設支給決定取消の通知	施行規則第 9 条の 2 5 第 1 項に規定する施設支給決定の取消しの通知は、様式第○の施設支給決定取消通知書によるものとする。
国立施設入所に係る意見書に関する事項	施行規則第 1 2 条の 2 第 1 項に規定する国立施設への入所の要否に係る意見書の交付の申請は、様式第○の国立施設入所に係る意見書交付申請書によるものとする。
支援費の請求及び支払期日	1 指定居宅支援事業者は、法第 1 7 条の 5 第 1 0 項に規定する居宅生活支援費の請求を翌月 1 0 日までに○○長へ行うものとする。 2 指定身体障害者更生施設等は、法第 1 7 条の 1 1 第 1 0 項に規定する施設訓練等支援費の請求を翌月 1 0 日までに○○長へ行うものとする。 3 ○○長は、第 1 項の請求があった場合は、○○までに、当該サービスに係る居宅生活支援費を支払うものとする。 4 ○○長は、第 2 項の請求があった場合は、○○までに、当該サービスに係る施設訓練等支援費を支払うものとする。